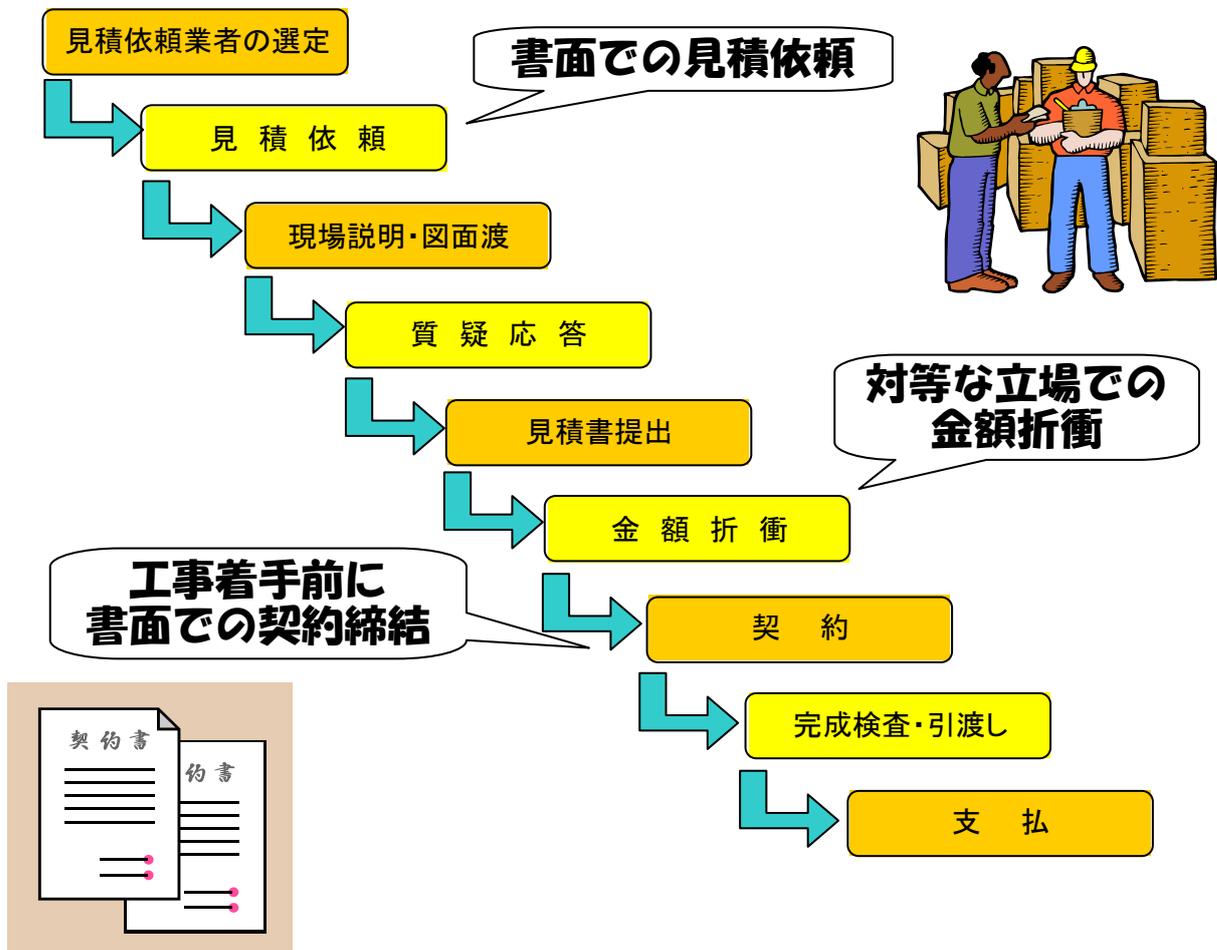


みんなを守る 適正取引

11月1日～11月30日

11月は**建設業取引適正化推進月間**です

契約は書面で締結しましょう



主催：中国地方整備局・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

見積依頼の方法について

元請負人は下請契約を締結する以前に、契約の内容となるべき重要な事項について、できる限り具体的な内容を書面で依頼しましょう。

また、下請負人が見積りを行うために必要な一定の期間を設けてください。(建設業法第20条第3項)

見積依頼<書面で依頼>

- ① 工事名称
- ② 施工場所
- ③ 設計図書(数量等を含む)
- ④ 下請工事の責任施工範囲
- ⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
- ⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
- ⑦ 施工環境、施工制約に関する事項
- ⑧ 材料費、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

<見積期間>

(建設業法施行令第6条)

下請工事の予定価格の金額	見積期間
① 500万円に満たない工事	中 1 日以上
② 500万円以上5000万円に満たない工事	中 10 日以上
③ 5000万円以上の工事	中 15 日以上

注) 予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、5日以内に限り短縮することができます。

請負契約書の内容について

契約の内容となる14項目の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、工事着手までに署名または記名押印して相互に交付しなければなりません。(建設業法第19条第1項)

また、追加工事や契約内容に変更が生じた場合においても同様です。(建設業法第19条第2項)

契約書に記載しておかなければならない重要項目14項目

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 前払金又は出来高払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して請ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

(注) 建設リサイクル対象工事は別に定める事項の追加が必要

契約書の作成方法

公共工事・民間工事とも契約内容を以下の何れかの書面で作成

- ① 契約書
- ② 注文書・注文請書 + 基本契約書
- ③ 注文書・注文請書 + 基本契約約款

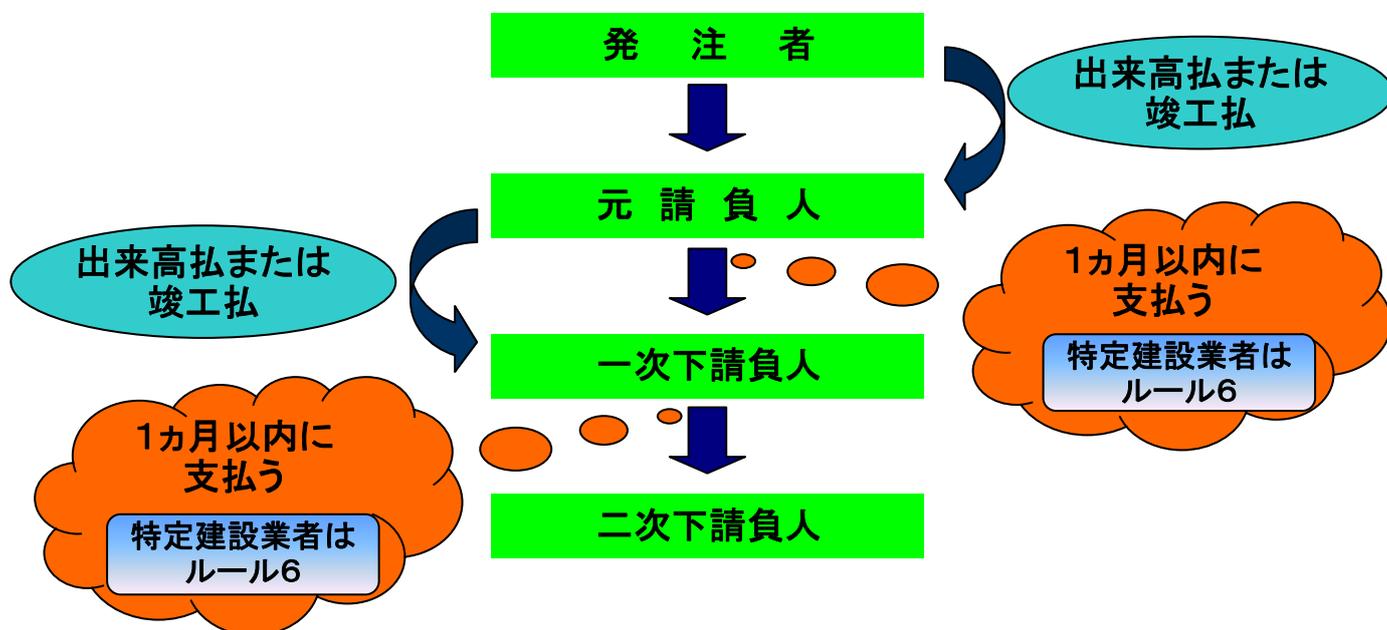
重要記載事項
14項目は必ず記載

(建設業法令遵守ガイドライン 2. 書面による契約締結)

下請代金の支払いについて

注文者から請負代金の出来高払または竣工払を受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相応する下請代金を**1ヵ月以内**に支払わなければなりません。
(建設業法第24条の3第1項)

＜上位注文者から出来高払・竣工払の支払を受けたら＞



ルール1

下請代金の支払はできる限り現金払としなければならない
(建設産業における生産システム合理化指針 第4(2))

ルール2

前払いを受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければならない
(建設業法第24条の3第2項)

ルール3

下請工事に必要な資材を注文者が有償支給した場合は、正当な理由がある場合を除き、当該資材の代金を下請代金の支払期日前に下請負人に支払わせてはならない
(建設産業における生産システム合理化指針 第4(2))

ルール4

下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から20日以内に行い、かつ検査後に、下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければならない (建設業法第24条の4)

ルール5

注文者から請負代金の出来高払または竣工払を受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相応する下請代金を1ヵ月以内に支払わなければならない(建設業法第24条の3第1項)

ルール6

特定建設業者は、下請負人(特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。)からの引渡し申出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければならない (建設業法第24条の5)

ルール7

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはならない (建設業法第24条の5第3項)

ルール8

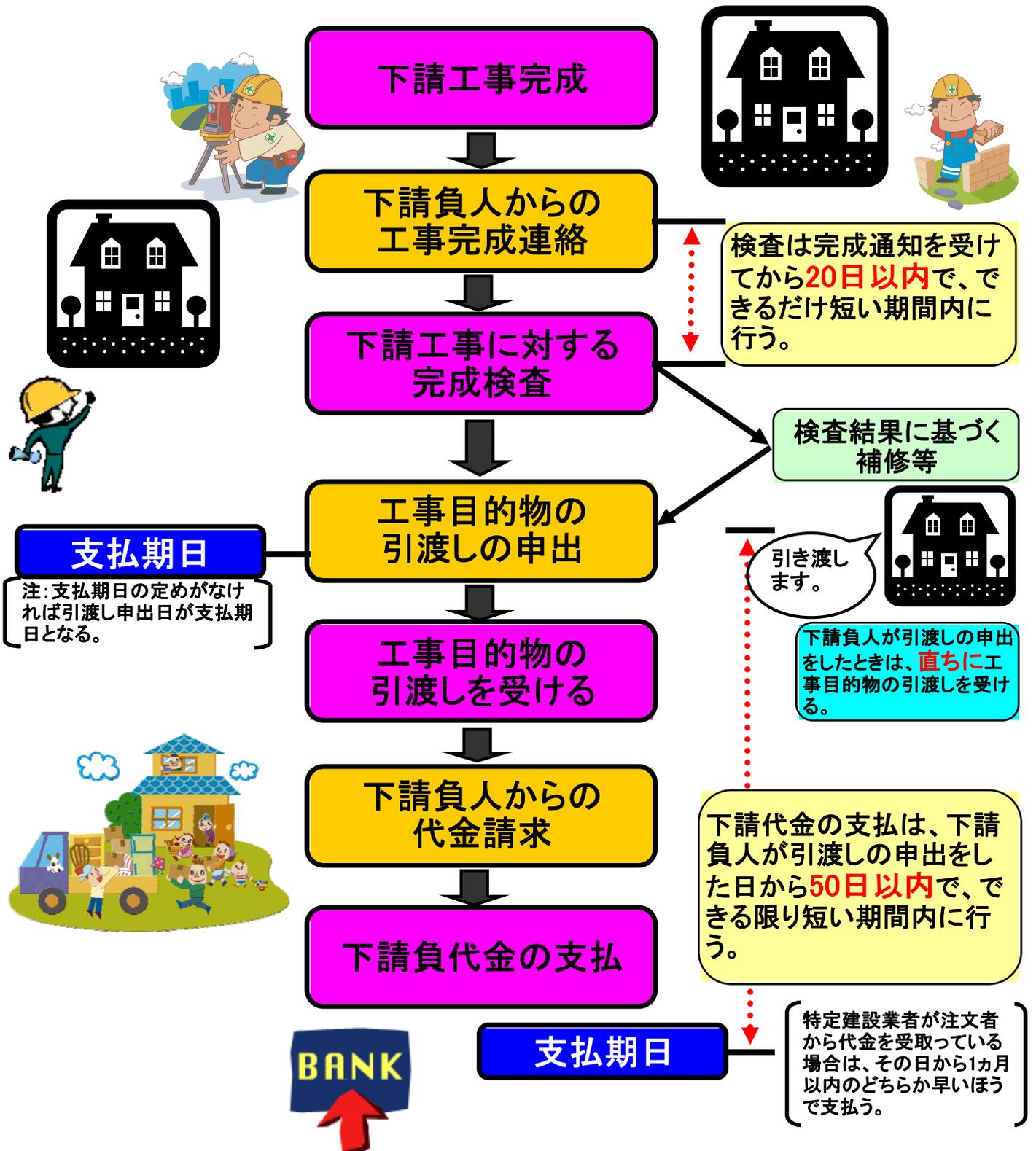
赤伝処理を行う場合には、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人は、その内容や差額等の算定根拠等について見積条件や契約書に明示しなければならない (建設業法令遵守ガイドライン 7. 赤伝処理)

できる限りの現金払を心がけ、少なくとも
労務費相当分は現金で支払いましょう！！

ルール6

検査・引渡し・下請代金支払いフローについて

【特定建設業者が資本金4,000万円未満の一般建設業者に下請負させた場合】



●お問い合わせ先●

中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
 鳥取県 県土整備部 県土総務課 建設業担当
 島根県 土木部 土木総務課 建設産業対策室
 岡山県 土木部 監理課 建設業班
 広島県 土木局 建設産業課
 山口県 土木建築部 監理課 建設業班

Tel.082-221-9231(代)
 Tel.0857-26-7347
 Tel.0852-22-5111
 Tel.086-226-7463
 Tel.082-513-3822
 Tel.083-933-3629